

平成 24 年 2 月 16 日午前 10 時から環境省で下記の要項について確認して参りました

廃棄消火器及び廃棄物の収集運搬・処理等について 日本消火器工業会の広域認定等許可の内容を環境省担当部署へ確認と意見交換をいたしました、その記録であります。

■ 申立人

神奈川県防災消防協同組合 理事長
ニッショウ機器株式会社 代表取締役 清水 健男

神奈川県防災消防協同組合 副理事長
株式会社アトラス 代表取締役 石田 正

株式会社日本消防設備リサイクルセンター 代表取締役 鈴木 憲明

以上 3 名

■ 回答者 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 課長補佐 尾高 明彦 様

廃棄物対策課 基準係長 播磨 哲平 様

廃棄物対策課 森 健二 様

以上 3 名

■ 立合者

民主党 総括副幹事長 衆議院議員 樋高 剛 様
元環境大臣政務官

以下は申立人の質問に対し、いただいた回答の内容であります。

質問 社団法人日本消火器工業会（以下、工業会とする）の運営法人である株式会社消火器リサイクル推進センターが発行している消火器リサイクルシールが小型消火器用のもので1枚470円という料金設定の理由について。また、場所や販売先によって料金が大きく変わる理由について。

回答 環境省としては料金の設定には関知していないが、廃消火器の適正処理に必要な料金設定であれば構いません。また、販売先によって変わる料金設定については適正な理由により止むを得ない程度の変動であれば特に問題にはなりません。

質問 消火器リサイクルシールには、なぜ有効期限が定められているのでしょうか。有効期限が定められている事によりユーザーは廃消火器の処理費用を二重に支払う可能性があるのではないのでしょうか。そうしたケースに対応する為消火器リサイクル料金の還付等の制度はないのでしょうか。

回答 廃消火器の処理フローや全体のシステム作りは環境省の管轄であり、工業会に対し指導をしていますが、リサイクル料金の設定業務等には関知しておりません。

質問 工業会が廃消火器リサイクルシステムの登録窓口である顧客に対し、高圧的な文章によるFAXやダイレクトメール等での指導について。工業会は、これについて環境省からの指示や法律決定されている内容のものとしていますが、これは本当に環境省の指示で、その様な法律ができたのでしょうか。

回答 環境省としては『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、一般廃棄物・産業廃棄物もしくはその混合物の広域的処理に係わる特例ということで廃消火器における広域認定制度の認定をしました。しかし、工業会のリサイクルシステムにおける活動内容について環境省から直接の指導や通達等、そして、これに関わる新たな法律の決定もありません。

工業会も廃棄物の運搬・処理業者の一団体であり、法律に基づいた保管・運搬・処分を行わなければならない為、廃消火器リサイクルシステムの関連

業者に違法行為がある場合、環境省としては工業会に対し指導や広域認定そのものの取り消しとなる可能性も有ります。

質問 工業会の説明では、消火器の点検・設置・交換・販売業務で発生する廃消火器や各種工事等を行った際に発生する廃棄物（発生材）において、これを自社へ運搬する場合でも産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であると聞きましたが、この場合こういった許可が必要になるのでしょうか？

回答 これは工業会の誤りであると考えられます。

- ① 防災設備業者が消火器等の点検を行い、廃棄処分と判断した消火器
- ② 防災設備業者が行った工事によって発生した廃棄物
- ③ 建設工事 電気工事 リフォーム工事等によって発生した廃棄物

上記の様なケースで業務上発生する廃棄物（発生材）は、防災設備業者から排出される産業廃棄物と判断されます。自社や置き場までの運搬に産業廃棄物収集運搬業の許可は必要無いと考えられます。

しかし、その後自社や置き場から産業廃棄物として排出を行う際は、排出者であっても各地方自治体の産業廃棄物収集運搬業の許可取得の上での運搬または産業廃棄物運搬・処理業者への委託が必要となります。尚、この際に運搬・処理を委託する業者については法令に従った業務委託契約の締結の上、排出事業者が選択できるものです。

質問 廃消火器リサイクルシステムでは、P f o s 含有消火器をはじめ、認定を受けていない消防設備品目がありますが、そういったものの廃棄処理はどのように対応すればよろしいのでしょうか。

回答 現在、工業会より環境省へP f o s 含有消火器の認定品目追加の申請が行われており、これに対し認可の準備を進めています。

その他の認定品目外の消火器・消防設備の廃棄物につきましては新たな品目追加認定がなければ工業会では取り扱いが出来ません。

これについては排出事業者が法令に従った業務委託契約の締結の上、収集運搬・処理を委託する業者を選択し、排出していただきます。

質問 工業会の説明では、廃消火器リサイクルシステム のリサイクル登録窓口に登録している防災設備業者は、他社の消火器等処分業者（産業廃棄物収集運搬・処理業者）へ消火器の処理を委託していると法令違反となり登録抹消と

なると指導されています事についてはいかがでしょうか。

回答 消火器リサイクルシールの貼付されていない消火器や、工事等に伴い廃棄される発生材等、廃消火器リサイクルシステムに組み込まれていない消火器等を取り扱う際には、廃消火器リサイクルシステム登録窓口となっている防災設備業者であっても、法令に基づいた許可取得業者と業務委託契約を締結し委託する事は認められます。

質問 先日環境省から頂いた書類に『工業会は回収拠点を設置し、企業ユーザー及び一般家庭からの廃消火器を引き取り、リサイクル施設に引渡す役割を担うことにより、処理業者による一連のリサイクルが行われている。環境大臣が認定した処理工程から外れることから同工業会の委託を受けた物以外の処理業者に廃消火器を引き渡すことは出来ない。尚、認定を受けた処理工程と異なる経路で許可取得の処理業者が廃消火器を回収・処理することは可能である。』と有りますが、具体的に教えてください。

回答 リサイクル登録窓口の登録業者は、企業ユーザー及び一般家庭から消火器を回収する際にリサイクルシールの貼付の有無に関わらず、廃消火器リサイクルシステムの処理か、また別の許可取得産業廃棄物処理業者に委託するかを選択していただけます。この際に廃消火器リサイクルシステムでない発生材として回収された場合は許可取得の廃棄物処理業者に委託することが出来ます。しかし、リサイクルシールを貼付し廃消火器リサイクルシステムの上で回収した消火器については、リサイクルシステムの工程から外れる処理を行う事は出来ません。

質問 現在、株式会社 日本消防設備リサイクルセンターは消火器のリサイクル業務を神奈川県防災消防協同組合と提携していますが、従来通りの提携や、廃消火器リサイクルシステムの登録をされている業者様に対する営業活動は可能でしょうか。

回答 必要許可を取得の上、先の内容に従っていただければ特に問題は無いと考えられます。

上記内容で2時間程の質疑応答を頂きました。